

<「ふくおか・まごころ駐車場」について>

【調査の目的】

「ふくおか・まごころ駐車場」とは、障がいのある方、介護が必要な方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障がい者等用の駐車場などに車をとめ、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。

「ふくおか・まごころ駐車場」利用証の発行数や駐車場設置者による協力施設への登録数は年々増加しており、制度の周知・理解が進んでいる一方、「ふくおか・まごころ駐車場」の不適正な利用により、必要な方がとめることができないといった課題が生じています。

このため、皆さんのご意見をお聴かせいただき、今後の「ふくおか・まごころ駐車場」制度の検討の参考とさせていただきたいと思えます。

(福祉労働部 障がい福祉課)

問1 「ふくおか・まごころ駐車場」について知っていますか。

(n=375 選択は1つのみ)

1 知っている。	28.0%	(105名)
2 名前は知っているが、制度内容は知らない。	13.1%	(49名)
3 知らない。	58.9%	(221名)
無回答	0.0%	(0名)

問2 「ふくおか・まごころ駐車場」の対象としている方のうち、妊産婦については妊娠7か月から産後3か月までを有効期間としています。この有効期間について、どのように思いますか。

(n=375 選択は1つのみ)

1 適切な期間だと思う。	51.2%	(192名)
2 期間が短いと思う。	46.4%	(174名)
3 期間が長いと思う。	2.4%	(9名)
無回答	0.0%	(0名)

問2-2 (問2で2又は3を選択いただいた方にお尋ねします)

適切だと思われる期間を、次の中から【1つだけ】お選びください。

(n=183 選択は1つのみ)

1 母子手帳取得から産後3か月	7.7%	(14名)
2 母子手帳取得から産後6か月	12.6%	(23名)

3	母子手帳取得から産後1年	30.6%	(56名)
4	母子手帳取得から産後1年半	16.4%	(30名)
5	妊娠7か月から産後6か月	4.4%	(8名)
6	妊娠7か月から産後1年	9.8%	(18名)
7	妊娠7か月から産後1年半	10.4%	(19名)
8	その他	7.1%	(13名)

無回答 1.1% (2名)

〔その他〕

- ・妊娠7か月から産後3か月までを標準期間として、申請により期間を前後に延長できるようにすると思う。自分は3人目妊娠中長女の手をにぎり、次女をベビーカーに乗せたくさんの荷物を載せ買い物に行っていました。ベビーカーが何度もひっくりかえり苦労しました。無理がたり、7か月で切迫早産になり入院することになりました。
- ・産後については、臨機応変に延長できたらいいかなと思います。妻が双子を授かったとき、買い物や各種手続き、こどもの健診など車でいった時に、最低1年はまごころ駐車場を利用できたらなあと言っていました。
- ・妊婦さんのつらい時期というのは、人それぞれだと思うので、産科医院で、この人は、いつからと母子手帳に、記入してあげるようにしたらどうか。いちおう、ルールは必要だが、個別対応も必要だと思う。
- ・妊娠7ヶ月から産後3年間くらいが妥当かと。2歳、3歳くらいがかなり大変です。
- ・妊娠4ヶ月から、産後3か月。妊娠は、4ヶ月位が流産しやすい。
- ・まごころ駐車場利用者には、歩行不自由者が多いと思われるので、妊婦産後利用の期間はもう少し短くてよいのでは。長い期間認めると、対象駐車場の歩ける若い方による占有率が上がってしまい、歩行不自由で荷物も多く持てないような障害者がメリットを得られない。歩行に不自由がある人は大変多いはずです。

問3 利用証を持たない方が「ふくおか・まごころ駐車場」に駐車するなどにより、移動に配慮が必要な利用証を持っている方が駐車できないというご意見が寄せられています。

このことについて、どのような対応が必要と思いますか。次の中から【1つだけ】選んでください。

(n=375 選択は1つのみ)

1	施設における案内放送やポスター、チラシによる周知・啓発	15.5%	(58名)
2	「ふくおか・まごころ駐車場」の駐車区画であることを示す案内の工夫(駐車区画を目立つ色で塗装するなど)	40.5%	(152名)
3	不適正利用の車両への警告文書の貼り付けなど指導の徹底	33.1%	(124名)
4	有効期限が到来した利用証の返還の徹底	8.3%	(31名)
5	その他	2.4%	(10名)

無回答 0.0% (0名)

〔その他〕

- ・不法駐車として罰金を課すぐらいにすべきです。
- ・不適正利用者が、駐車できない工夫が必要。例えばイオンモール筑紫野のようなゲート付きにする。
- ・いまの時代、許可を得ている人がスマホ操作で入退場できるしくみはそう大きな課題はなく可能と思います。こうすることで不正利用の抑制も図れると考えます。
- ・監視カメラで撮影し、警察へ告発する。
- ・何事も条例を作って具体的な罰金を科さないといけない時代のような気がするが、まごころ駐車場は法律的にどの程度の重要度なのか判らない。
- ・警備員の居る駐車場では、必ず優先的な誘導をお願いします。

問4 「ふくおか・まごころ駐車場」について、これまでの設問以外にご意見がありましたら、教えてください。

(n=375 選択は1つのみ)

ある	22.9%	(86名)
特にない	77.1%	(289名)

無回答 0.0% (0名)

〔「ふくおか・まごころ駐車場」に対するご意見〕

○ 広報活動・啓発方法について

- ・駐車場を設置する自治体そのものが、障がい者などに対する理解が不十分と思われる節がある。設置の目的、必要性などをもっと、自治体に徹底することを願いたい。案内看板の設置なども十分でないところもある。さらに不正駐車は県民の意識啓発が不十分であることを意味するのではないか。
- ・塗装が効果的だが、幟を立てる・看板を立てるというのも効果的だと感じる。
- ・テレビ、広報誌、設置施設での掲示等、多面的な広報活動による啓発が必要。
- ・メディア、広告、無駄な紙を利用することなく、お金を掛けずに sns を上手く利用して欲しいです。

○ 交付対象者の範囲について

- ・妊産婦について、夏は特に子どもに当たる日光が気になるので、店舗等に近い駐車場が使えると助かるため、期間は1歳までの方がありがたい。
- ・軽度知的障がい児や ADHD など移動に困難な場合が多い児童も対象にしてほしい。
- ・自分の経験上、妊婦さんは切迫流産でもない限り普通の駐車場で良いと思う。でも、障害者は障害者駐車場でないと本当に困る。なので確実に停められる様に台数を確保して欲しい。
- ・私は車イス常時使用の障がい者です。利用証を持っていますが、はっきり言ってこの利用証何の意味もありません。今迄に何度となく不快な思いをしています。福岡は障害、バリアフリーに対する認識知識が低い。車イス使用者と妊産婦他が同じ扱いな

のが納得いきません。車イスは出し入れに幅がいらいます。なのに殆ど止められず遠い場所に駐車したり、時には諦めます。又開店前に行き確保したりしています。出入口傍で便利な場所にある為健常者、子連れ等悪びれる事なく当たり前の様に駐車しているのが現状です。交付して終わりじゃなくもう少し認知させてください！子供達にも教育してほしいと思っています。

○ 不適正な利用に対する対策について

- ・ 電動ゲートをつくる。
- ・ 見回り監視員が注意する。施設の防犯担当が注意する。
- ・ まごころ駐車場な台数が少ないため、止められない人を見かけることがよくある。
- ・ まごころ駐車場にしろ、障がい者用駐車場にしろ、関係ない人が堂々と利用しているのが実情だと思います。警告や罰則といった強い態度で対応しないと、改善されないと思います。
- ・ 近くのスーパーの駐車場でも、平気で止めて、全く気にしていない人のほうが多いと思う。条例で、違反切符を切って、罰金刑に処する等の対応も必要なのではないかな。モラルが通用しない人のほうが多いような気がする。
- ・ 「不適正」な利用については精査する必要があると感じます。たまたま気づかず・・・や、やむを得ず止めてしまった・・・等のケースもあると思うからです。そもそもみんなの「思いやり」によって成り立つべき制度だと思うので、むやみな罰則などを設けるのは反対です。がしかし、監視カメラや警備会社等と連携して、不適正利用が常態化している車両についてピンポイントで聴取や指導を行っていく必要はあるのかなと感じます。
- ・ 要介護者が乗車しておらず、その家族(知人)が利用証をぶらさげて駐車しているケースは認められているのでしょうか。ふくおか・まごころ駐車場については疑問を感じることが多く、駐車場に管理者を設置しておく必要があると思います。
- ・ ステッカーを使いまわし、本人ではなく家族と思われる人が使っているケースを見た。役所に持っていくとなると面倒なので、産婦人科に協力してもらい、検診の際に（キリのいい時点で）回収をお願いするなどしたらどうか。
- ・ 必要な人がいつでも使えるように周知させて行くことが必要だと思います。また、不正利用がしにくいように利用証の返還もいいと思います。

○ その他

- ・ 駐車場を設置している数が少なすぎて満車になり止められなかったことがよくあったのでもっと増やしてほしい。
- ・ 家族が許可いただいてありがたく思っています。ただ許可証の表記と違って、駐車スペースの表示は「車椅子」マークなので、車椅子ではない身障者として使わせてもらう時少し気が引けます。
- ・ 駐車場許可をもっている人が、ときとして、使用条件を満たしていないのにもかかわらず、使用しているようにも見える。妊婦さんとはもかく、その他は、使用者が妥当とみんなが判断できるような許可書発行をお願いします。

- ・屋根を必須にするといいです。
- ・ふくおか・まごころ駐車場だけになってしまうと、短期で配慮が必要な方が見えなくなってしまうので、全てをまごころ駐車場にすると支障が出る可能性がある。

(問い合わせ)

福岡県福祉労働部障がい福祉課

TEL : 092-643-3264

E-Mail :

shakaيسانか@pref. fukuoka. lg. jp